

(5) 教授会**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

教授会は、学校教育法第93条に則り整備された上越教育大学教授会規則に基づき、学長が次に掲げる事項の決定を行うに当たり意見を述べるものである。

- i) 本学の学生の入学，卒業及び課程の修了に関する事項
- ii) 学位の授与に関する事項
- iii) 学籍（退学，転学，留学，休学及び除籍を除く。）に関する事項
- iv) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- v) 教員の採用及び昇任等に関する事項

また、教授会はこのほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

イ 組織の構成及び構成員等

教授会は、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教及び助手で組織されている。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

教授会は、原則、毎月第4水曜日に開催。令和元年度は、17回（第260回～第276回）開催した。

イ 審議された主な事項

主な審議事項は、①「私費外国人留学生の特別入試」の廃止、②令和2年度学部入学者選抜方法の概要、③学生の懲戒、④大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験の利用方法、⑤令和元年度学位論文等提出者に係る学位論文等総合審査、⑥入学者選抜試験合格者の判定、⑦教育職員免許取得プログラム受講者の判定、⑧教職大学院1年制プログラム履修者の判定、⑨卒業・修了判定、⑩学校教育学部の令和3年度入学者選抜に関する予告、⑪教授会における定足数の取扱い、等であった。

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

「平成27年度以降の教授会の主な審議事項」に基づき、審議事項等を精選して教授会を運営した。また、教員選考に係る投票行動をまとめて行うことにより、会議時間の短縮を図った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

教授会は、関係法令及び本学規則等に則り設置・運営されており、個々の教員が大学運営に携わっている実感が得られるよう、全大学教員（学長、副学長、教授、准教授、講師、助教）で構成しており、学長・副学長と教員が直接意見交換を行う重要な組織として十分に機能している。